

論文の内容の要旨

論文題目 フランスにおける移民政策の形成過程—1918-1939年—

氏 名 渡辺 千尋

本論文の課題は、両大戦間期のフランスに焦点を当て、民間組織の活動に対する国家の統制という観点から移民政策の形成過程を明らかにすることである。

第一次世界大戦により膨大な人的被害を受けたフランスでは、復興に必要な労働力を国内で調達することが難しく、政府は外国人労働者の導入に着手した。この導入は当初、戦時期と同様、政府主導で行われたが、次第に民間組織に委ねられるようになる。とくに人手不足が深刻な産業の雇用主組織は、20世紀初めよりすでに国外で労働者の募集を開始しており、活動の再開を要望していた。先行研究では、公的組織と民間組織の関係に関する議論が蓄積されており、近年においては、両者の相互補完関係に基づいて移民政策を分析する視点が提示されている。とはいえ、そこでは、政策に関わる政治家、官僚、財界人が具体的にいかなる議論を交わしたのかという点は等閑に付されており、また政府が民間組織に一定の権限を委ねながらも、なぜ外国人労働者問題に対する介入を拡大したのかという政策形成の要因について明らかにされていない。こうした事情を踏まえ、本論文では、移民政策の形成過程を民間組織の活動に対する国家の統制という観点から実証的に解明することを課題とした。その際、主たる分析対象としたのは、当時、政策当事者の議論の場であった二つの組織、すなわち、移民常任省間委員会と全国労働力審議会である。前者は外務省や労働省などの官僚によって構成されていたのに対して、後者には雇用主組織や労働組合の代表者が参加しており、政府側だけでなく、産業界や労働界の認識も考慮に入れつつ議論の推移を検討した。

各章の概要は以下の通りである。第1章では、1920年代の外国人労働者をめぐる議論を考察し、移民政策に見られる官僚間の関係、さらには官僚と財界人の関係を明らかにした。第一次世界大戦後、労働力の調達が喫緊の課題と見なされるなかで、フランスはポーランド、イタリア、チェコスロヴァキアとそれぞれ二国間協定を締結した。この一連の協定のなかで集団募集の条件が定められ、以後、労働者の流入が急速に増加した。しかし、それに伴い政策の主体となる公的組織が創設されたわけではなく、複数の関連省庁による役割分担のもとで外国人の受け入れは開始する。その連携の実現に向けて1920年に移民常任省間委員会が設置されたが、各省の足並みは揃わず、試行錯誤の対応が繰り返された。このような状況下で、民間組織、とくに移民会社(Société générale d'immigration、以下SGIと略記)は政策アクターとして外国人労働者の導入に従事した。一次史料の分析の結果、1920年代末にポーランド政府によりSGIの移送料金が問題視され、行政とSGIの関係は悪化し、議論の末、外国人労働者の募集を担うすべての民間組織の認可条件が定められたことが判明した。1920年代を通じて協調的關係が維持されたわけではなく、20年代末に民間組織に対する統制が強化されたことが明らかとなった。

第2章では、外国人労働者の募集事業を担った民間組織のなかで最も影響力を有したSGIに着目し、組織の性格や活動の実態を検討した。SGIは、1924年に炭鉱協会を母体として設立された株式会社である。その設立には、1919年9月に締結されたフランス・ポーランド協定において、フランス企業によるポーランドでの労働者の募集活動が認められたことが深く関係していた。実際に炭鉱協会は、鉱山労働の経験をもつポーランド人労働者の雇用を要望しており、当時の産業復興大臣の容認のもとで、その導入を開始する。1923年になると、ポーランド当局が移民選別の権限の委譲を要請したため、炭鉱協会は雇用主組織の活動の統一が不可欠であると見なし、その結果として設立されたのがSGIであった。SGIは労働者の導入事業を展開したが、次第に事業規模を拡大させていった。まずSGIは炭鉱や鉄鉱山への労働者の定着を促すために家族移民の導入を展開した。またこの組織は過疎化の進んだ南西部で入植事業も実施した。さらにSGIはスイスに姉妹会社をつくり、国際労働機関の協力を得ながら、移民や植民に関する国際的な事業も行った。以上を踏まえ、SGIは労働者の導入事業だけでなく、定着や入植に関わる事業も展開しており、多様な役割を国内外で果たしていたことが明らかとなった。

第3章では、1927年8月に成立した国籍法に着目し、帰化の要件がいかにして緩和されたかを検討した。1927年国籍法の制定にむけて議論が開始したのは、第一次世界大戦前のことであった。外国籍の男性とフランス人女性が結婚する場合、女性はフランス国籍を失うため、法制度の改正が求められたのである。そして1925年に、帰化の条件の緩和を目指す法案が議会に提出され、最終的に1927年8月に国籍法が制定された。この法律では、帰化の申請に必要な居住期間が10年から3年に短縮され、1920年代に入国した外国人も帰化の申請が可能となった。分析を通じて、1920年代のフランスは外国人労働者の導入に積極的であっただけでなく、国籍の取得を希望する外国人に開かれていたことが明らかとなった。

第4章では、恐慌期に失業対策の一環として外国人労働者の規制が行われる過程を明らかにした。この規制は労働省により始められ、1932年8月には、外国人労働者の雇用比率に上限を設ける法律が制定された。しかし、雇用主組織は全国労働力審議会を通じてこの法律の制定過程に介入し、一律の雇用比率の設定に反対するとともに、早急な適用を阻止することにも貢献した。こうした産業界の対応には、フランス人労働者と外国人労働者の代替が困難な実態が関係していた。外国人労働者の多くは工業の非熟練労働者であったが、一部は熟練労働者として雇われており、とくに後者の場合フランス人失業者との代替が困難であったのである。こうした産業界の意向は、1936年週40時間労働法の制定以降に、政府の政策に反映され、熟練労働者に関しては導入が再開されることとなる。1930年代後半に政府はそれまで以上に職業的選別を重視するに至ったことを示した。

第5章では、人民戦線期に行われた移民政策の改革に焦点を当て、その歴史的特質を検討した。移民政策の文脈においては、第二次ショータン内閣下で行われた改革が重要な意味をもった。移民閣外相補佐官のポストが新たに創設され、そのもとで一貫した政策の構築が目指された。さらにこうした試みは1939年に設置された人口高等委員会においても続けられた。しかし、関連省庁や省間委員会の反対に直面して改革は実現には至らなかった。なかでも外務省は、自らの権限の喪失だけでなく、諸外国との関係の維持を理由に、改革に抵抗したのである。とはいえ、1930年代末の改革のなかで移民政策の範疇に同化が含まれたこと、またSGIの廃止が初めて企図されたことは画期的であり、いずれの点も第二次世界大戦後に再び問いに付されることになる。

移民政策が形成される背景には、労働力不足に直面した企業側の圧力が関わってい

る。フランスは 19 世紀末には人口増加が停滞し、さらに第一次世界大戦の被害により工業化に必要な労働者の不足は深刻化していた。したがって、1920 年代に入って、民間組織に労働者の募集、導入の役割を委ねたことは国家にとって自然な流れであった。しかし、自国民労働者の雇用を保護することを外国人労働者の受け入れの条件とした以上、国家が外国人労働者の導入や雇用を管理、監督する必要が生じる。また二国間協定に沿って募集が開始されたため、その制度に関する諸外国との交渉に国家が関与することは不可欠であった。

加えて、外国人労働者問題に対する国家介入は労働組合や雇用主組織から要請されたものでもあった。労働総同盟は、国民経済における外国人の必要性を容認しつつも、国家の管理とその管理への労働者の参加を求め続けた。労働総同盟としては、外国人の流入がフランス人労働者の雇用を脅かし、さらには賃金の引き下げの要因となることを回避しようとしたのである。一方、雇用主組織も戦前のように活動の自由を望んでいたわけではなかった。本論文が分析の対象とした SGI においても、国家との協調的關係が外国人労働者の導入を成功に導いたと認識しており、国家の介入を否定することは決してなかったのである。

また外国人労働者に対する需要が一時的なものではなく、両大戦間期を通じて根強く存在したことも政策形成の要因として指摘できる。恐慌期に外国人労働者の雇用規制を強化しつつも、規制の基準を曖昧にしたことはこの需要の根強さを示すものである。産業や職業に応じては自国民労働者と外国人労働者の代替は困難であり、国内の外国人の管理や新規の導入に関して国家は新たに実態を把握し、労働者の質を考慮して対応する必要に迫られていたのである。

他方で、労働力不足が移民受け入れの要因である以上、移民政策は労働市場の動向に追随せざるを得なくなった。実際に労働需要を満たすことに政策の主眼が置かれた結果、労働者の生活に関わる非市場的問題（同化、教育など）に対する国家の対応は不十分なままであった。この反省を受け入国から同化に至る過程への国家介入の強化が図られたのが 1930 年代末であり、第二次世界大戦後の移民政策はその延長線上に位置づけることができる。とはいえ、第二次世界大戦後も労働市場の状況に移民政策は大きく左右される。つまり、企業側からの外国人労働者に対する根強い需要が移民政策を規定するという意味で、現代的な移民政策は両大戦間期に形成されたという結論に至った。